

令和4年第13回

川西市教育委員会（定例会）議案書

川西市教育委員会

目 次

- 議案 第19号 令和4年度一般会計補正予算について
- 議案 第20号 川西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案 第21号 川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案 第22号 川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 19 号

令和4年度川西市一般会計補正予算について

令和4年度川西市一般会計補正予算のうち、教育委員会関係予算について市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1項の規定により議決を求める。

令和4年8月17日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

提案理由

令和4年度における教育委員会関係予算について補正する必要があるため本案を提出する。

【歳出】

(款) 03 民生費

(項) 03 児童福祉費

(目) 01 児童福祉推進費

事業別区分		支出内訳		財源内訳
05児童手当等支給事業 (こども支援課)	271,650追加	22償還金、利子及び割引料	271,650追加	一般財源 271,650追加

(款) 10 教育費

(項) 02 小学校費

(目) 01 学校運営費

事業別区分		支出内訳		財源内訳
02小学校運営事業 (教育政策課)	63,960追加	10需用費	63,960追加	一般財源 63,960追加

(款) 10 教育費

(項) 03 中学校費

(目) 01 学校運営費

事業別区分		支出内訳		財源内訳
02中学校運営事業 (教育政策課)	21,993追加	10需用費	21,993追加	一般財源 21,993追加

(款) 10 教育費

(項) 05 特別支援学校費

(目) 01 学校運営費

事業別区分		支出内訳		財源内訳
02特別支援学校運営事業 (教育政策課)	2,562追加	10需用費	2,562追加	一般財源 2,562追加

(款) 10 教育費

(項) 07 生涯学習費

(目) 03 文化財費

事業別区分		支出内訳		財源内訳
02文化財事業 (社会教育課)	1,503追加	10需用費	1,503追加	一般財源 1,503追加

議案第 20 号

川西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

川西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するについて、市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則(昭和42年川西市教育委員会規則第13号)第10条第1号の規定により議決を求める。

令和4年8月17日提出

川西市教育委員会

教育長 石田 剛

提案理由

川西市立清和台幼稚園を廃止するため本案を提出する。

川西市条例第 号

川西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

川西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和39年川西市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表川西市立清和台幼稚園の項を削る。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

川西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
名称	位置	名称	位置
川西市立久代幼稚園	川西市久代2丁目12番1号	川西市立久代幼稚園	川西市久代2丁目12番1号
川西市立多田幼稚園	川西市多田院1丁目4番3号	川西市立多田幼稚園	川西市多田院1丁目4番3号
川西市立清和台幼稚園	川西市清和台東2丁目3番地の4	川西市立東谷幼稚園	川西市見野2丁目29番24号
川西市立東谷幼稚園	川西市見野2丁目29番24号		

議案第 21 号

川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について

川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和4年8月17日提出

川西市教育委員会

教育長 石田 剛

提案理由

川西市立清和台幼稚園区の取扱いを見直すにあたり、規則を改正する必要があるので本案を提出する。

川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則

川西市立幼稚園規則（昭和43年川西市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、石道、虫生、赤松、柳谷、芋生、若宮、清和台東1丁目から5丁目まで、清和台西1丁目から5丁目まで、けやき坂1丁目から5丁目まで、多田院西2丁目5番並びに多田院字滝ヶ原、駒塚及び井戸ヶ上の区域については、別表に定める幼稚園の園区のいずれかの園区とみなすことができる。

付 則

この規則は、令和4年9月1日から施行する。

現行	改正後（案）
<p>(幼稚園の園区) 第16条 幼稚園の園区は、別表に定めるとおりとする。</p>	<p>(幼稚園の園区) 第16条 幼稚園の園区は、別表に定めるとおりとする。 2 <u>前項の規定にかかわらず、石道、虫生、赤松、柳谷、芋生、若宮、清和台東1丁目から5丁目まで、清和台西1丁目から5丁目まで、けやき坂1丁目から5丁目まで、多田院西2丁目5番並びに多田院字滝ヶ原、駒塚及び井戸ヶ上の区域については、別表に定める幼稚園の園区のいずれかの園区とみなすことができる。</u></p>

議案第 22 号

川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について

川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第5号の規定により議決を求める。

令和4年8月17日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

提案理由

川西市立清和台幼稚園区の取扱いを見直すにあたり、規則を改正する必要があるので本案を提出する。

川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則

川西市立幼保連携型認定こども園規則（平成29年川西市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、石道、虫生、赤松、柳谷、芋生、若宮、清和台東1丁目から5丁目まで、清和台西1丁目から5丁目まで、けやき坂1丁目から5丁目まで、多田院西2丁目5番並びに多田院字滝ヶ原、駒塚及び井戸ヶ上の区域については、別表に定める認定こども園の園区のいずれかの園区とみなすことができる。

付 則

この規則は、令和4年9月1日から施行する。

現行	改正後（案）
<p>(認定こども園の園区)</p> <p>第12条 認定こども園の園区は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の規定は、2号認定園児及び3号認定園児については適用しない。</p>	<p>(認定こども園の園区)</p> <p>第12条 認定こども園の園区は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、石道、虫生、赤松、柳谷、芋生、若宮、清和台東1丁目から5丁目まで、清和台西1丁目から5丁目まで、けやき坂1丁目から5丁目まで、多田院西2丁目5番並びに多田院字滝ヶ原、駒塚及び井戸ヶ上の区域については、別表に定める認定こども園の園区のいずれかの園区とみなすことができる。</u></p> <p>3 前2項の規定は、2号認定園児及び3号認定園児については適用しない。</p>